

容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026年度）（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
長期脱炭素電源オークションの仕組みについて			
1	第3章 募集概要	G7気候・エネルギー・環境大臣会合では、排出削減対策の講じられていない既存石炭火力を2030年代前半、または1.5℃目標と整合する時間軸で廃止することが合意されている。また、その廃止までの間も、石炭火力の利用を1.5℃目標と整合する水準まで可能な限り削減することが確認されている。 20％程度の混焼やCO₂回収を理由として石炭火力を長期脱炭素電源オークションの対象とし、長期間にわたる容量収入を保証することは、このG7合意に反する方向で既設石炭火力を維持することにつながる。2030年代前半に廃止すべき設備に対して、長期的な投資回収を保障する制度設計には明らかな矛盾がある。 また、水素・アンモニア混焼率やCCSのCO₂回収率について、制度参加時の最低水準が10％または20％にすぎない一方、制度適用期間を通じた実際のCO₂排出量や、脱炭素化が実現する時期が十分に担保されていない。将来的に混焼率や回収率を引き上げる計画を提出させるだけでは、石炭やLNGの消費とCO₂排出の固定化を防ぐことはできない。	第7次エネルギー基本計画でもお示ししたとおり、DXやGXの進展に伴い電力需要の増加が見込まれる中、エネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造を実現するため、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していく必要があります。 また、現時点で単独で全ての課題を解決できる完璧なエネルギー源は存在しないことから、S＋3Eの大原則（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合）の下、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが重要です。このため、多様な脱炭素電源の導入の促進を図ることが重要と考えております。
2	第3章 募集概要	LNG専焼火力の募集量600万kWは、過大であり、撤回すべきである。 LNG専焼火力については、制度創設時には、2023年度から2025年度までの3年間を通じた募集量を合計600万kWとする設計であった。ところが、第1回オークションだけで575.6万kWが落札され、当初想定した3年間の募集枠をほぼ使い切った。これは、600万kWという募集量自体が電力需給や脱炭素化との整合性を十分に検証した上で設定されたものではなく、事業者の建設計画を広く受け入れる仕組みとして機能したことを示している。 それにもかかわらず、その後は当初の「3年間で600万kW」という上限を維持するのではなく、2024年度、2025年度にそれぞれ200万kWの募集枠が追加され、さらに今回、新たに600万kWを募集しようとしている。今回分まで含めれば、制度開始以降に設定されたLNG専焼火力の募集枠は累計1,600万kWに達する。当初の上限が事実上意味を失い、十分な政策評価や排出削減との整合性の検証もないまま、募集枠がなし崩し的に拡大されていることは極めて問題である。 世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える目標の達成が極めて危ぶまれる中、新たなLNG火力の大量建設を促進する政策は、温室効果ガスの迅速な削減という要請に明確に逆行する。LNG火力は石炭火力より燃焼時のCO₂排出量が少ないとしても、化石燃料を燃焼する以上、発電時に多量のCO₂を排出する。また、天然ガスの採掘、液化、輸送、再ガス化の過程では、強力な温室効果ガスであるメタンの漏出や、多量のエネルギー消費に伴う排出も発生する。	その上で、火力発電は温室効果ガスを排出するという課題がある一方で、供給力として電力需要を支えるとともに、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っています。このため、トランジション手段としてのLNG火力の確保を進めるとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく必要があります。 こうした考え方の下、本制度では、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化ロードマップの提出及び遵守を前提として、既設の石炭火力やLNG火力のアンモニア・水素混焼等への改修案件に加え、LNG火力の新設・リプレース案件も支援対象としております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
3	第3章 募集概要	本オークションで落札された電源には原則20年間、LNG専焼火力については希望により最長30年間にわたって容量収入を得られる仕組みが設けられている。今回募集される設備が2030年代に運転を開始すれば、2050年前後まで制度的な支援を受けながら稼働する可能性がある。これは、今後数年間で大幅な排出削減を実現しなければならない時期に、CO₂排出を長期にわたって固定化する、いわゆるカーボン・ロックインを招くものである。 将来、水素、アンモニア、合成メタン、CCSなどによって脱炭素化するロードマップを提出させるとしても、それらの燃料・技術の供給量、コスト、削減効果、実現時期は確実ではない。将来の技術転換の可能性を前提として、現時点で大量のLNG専焼火力を建設することは、排出削減策として合理的とはいえない。脱炭素化が実現しなければ、設備の早期廃止による座礁資産化、または高コストな燃料転換やCCS導入の費用が、将来の電力消費者に転嫁されるおそれがある。 したがって、LNG専焼火力600万kWの募集は中止すべきである。少なくとも、新たな募集を行う前に、これまでに落札されたLNG火力の想定設備利用率、年間および制度適用期間全体のCO₂排出量、燃料調達リスク、脱炭素化の実現可能性、電力需要家の負担、再生可能エネルギー・蓄電池・需要側資源による代替可能性を総合的に検証し、その結果を公開する必要がある。	
4	第3章 募集概要	本来、本制度において優先的に支援すべきなのは、既設火力を延命するための水素・アンモニア混焼や部分的なCCSではなく、再生可能エネルギーの大量導入を可能にする蓄電池、揚水発電、長期エネルギー貯蔵システムなどの調整力である。 今回の募集要綱案では、リチウムイオン蓄電池40万kW、リチウムイオン以外の蓄電池40万kW、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム40万kWとされており、これらを合計しても120万kWにとどまる。一方で、LNG専焼火力には600万kW、既設火力の延命につながり得る脱炭素火力には50万kWの枠が設けられている。この配分は、再生可能エネルギーを主力電源化し、化石燃料から脱却するという政策の方向性と逆行している。 太陽光や風力の導入拡大に伴って必要となるのは、火力発電所を長期間維持することではなく、余剰電力を蓄え、需要が高い時間帯に供給できる蓄電設備や、需要側の調整力、地域間連系線などの柔軟性を高めることである。すでに蓄電池と太陽光発電または風力発電の組み合わせが火力のコストを下回ることが国際再生可能エネルギー機関（IRENA）によって報告されており、蓄電池等の導入を拡大すれば、再生可能エネルギーの出力抑制を減らし、化石燃料火力への依存を低下させるとともに、燃料価格の変動や海外からの燃料調達に伴うリスクの軽減にもつながる。 したがって、既設火力の水素・アンモニア混焼や部分的なCCSへの募集枠は撤廃または大幅に縮小し、その分を蓄電池、揚水発電、長期エネルギー貯蔵システムなどの募集量の大幅な拡大に振り向けるべきである。長期脱炭素電源オークションは、化石燃料を使用する設備を長期にわたって維持する制度ではなく、再生可能エネルギーを加速度的に拡大できる電力システムへの転換を支える制度として再設計すべきである。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集電源について			
5	第3章 募集概要	対象エリアにつき、但し書きで沖縄地域及びその他地域の離島を除くとの記載があるが、例えば発電設備（FIT/FIP上の定義において、変電設備も発電設備の一部と理解）の一部を離島に設置する場合であっても、基幹系統に接続する場合は、当該電源は対象となることで間違いないか。	離島とは電気事業法第二条第一項第八号イにて定められるものを指しており、属地一般送配電事業者の主要な電線路と電氣的に接続されていない離島に発電設備の一部を設置した応札は認められません。他方、属地一般送配電事業者の主要な電線路と電氣的に接続されている島に発電設備の一部を設置する場合は応札が可能です。
6	第3章 募集概要	今般の改定内容とは直接関係のない意見で恐縮ですが、水力電源の参加要件について、揚水式のみ大規模改修を対象とした応札が認められておりますが、揚水式に限り認めている理由や背景について、ご教示いただけますと幸いです。	水力はライフサイクルの長い既存電源のインフラ（導水路等の土木設備や水車等）をそのまま活用し、老朽化した電気設備等を更新するケースも多いことを踏まえ、大規模改修となる揚水式水力については、リプレースに該当するものとし、参加対象としております。
7	第3章 募集概要	「応札単位は、電源（ユニット、号機）単位ごととします。」と記載がございますが、複数の風力発電機で構成される風力発電設備については、風力発電設備全体で一つの単位で応札できることを確認頂けますでしょうか？	同一発電所内に複数の風力発電機がある場合は、本オークションに応札する発電機全体に対して1つの特定計量器を設置いただくことで、1応札単位として認めます。なお、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に長期脱炭素電源オークションに参加する電源がある場合、長期脱炭素電源オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。
洋上風力ゼロプレミアム電源の要件について			
8	第3章 募集概要	長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）及び電力広域的運営機関が意見募集している募集要綱（案）を確認すると、オークションに参加可能な最低設備容量（送電端）は10万kW以上で、異なる場所(託送供給等約款で定める1発電場所ではないもの)を合算して応札できないことが原則であると読み取れる。 他方で、洋上風力のラウンド2/3公募において、公募時点から複数の連系点を承継することを前提としていた海域の案件は、託送供給等約款で定める1発電場所ではないものの、複数の連系点を合算して明白に1つの発電所（当該海域に対してFIP認定も1つ）であることを前提としているため、当該ラウンド2/3公募案件は公募落札にて承継した連系点を合算して1単位で応札することを認めていただきたい。	制度措置の趣旨を鑑みて、海洋再エネ整備法に基づく公募案件の第2・第3ラウンドに限り、託送供給等約款で定める1発電場所でない案件についても、FIP認定が1つの海域は、1単位での応札を認めます。 ご指摘を踏まえ、募集要綱を修正いたします。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
9	第3章 募集概要	再エネ海域利用法に基づく公募案件の第2・第3ラウンドに係る応札単位について、複数の接続契約を有する発電設備は、一つの単位として応札できるかどうか確認頂けますでしょうか？	
10	第3章 募集概要	同一の公募占用計画に係る洋上風力発電事業が、系統接続上の事情により複数の電源情報に分かれる場合には、各電源の登録、計量及び供給力管理は個別に行いつつ、同時落札条件を付して同一価格で応札した当該複数電源について、合算した応札容量を有する一つの電源として、募集上限内電源及び限界電源の判定を行うことを明記していただきたい。 【理由】 同一の公募占用計画に係る洋上風力発電事業が複数の受電地点、系統コード又は電源等識別番号に分かれる場合について、同時落札条件を設定できるか、「同一場所」に該当しない場合でも対象となるか、募集上限内電源の判定において合算容量で一つの電源とみなされるか、限界電源の判定においても一体的に扱われるか、が必ずしも明確ではない。 同一公募占用計画に係る洋上風力発電事業は、複数の系統接続がある場合でも、資金調達、共通設備、建設工程、運転開始及び運転維持管理を一体として実施するものであり、系統接続上の区分は事業の分割を意味しない。 したがって、既存の同時落札条件及び同一価格の場合の一電源扱いを活用し、その適用対象と判定方法を明確化することが、制度変更を最小限に抑えながら、競争条件の公平性及び事業者の予見可能性を確保する上で適当である。	
11	第3章 募集概要	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンド案件については、プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhへ変更するとともに、本オークションへの参加登録までに、FIP制度全期間にわたるバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄する必要がある。 一方で、長期脱炭素電源オークションは競争入札であり、洋上風力の募集量には上限が設定されていることから、応札した案件が必ずしも落札できるとは限らない。特に、FIP制度において一定のプレミアム収入が見込まれる案件については、落札可否が確定する前段階で当該経済的価値を放棄することが求められており、落札不成立となった場合には、本オークションへの参加のみを理由として経済的不利益を負うこととなる。このため、落札不成立となった場合には、FIT/FIP制度上の認定条件及び経済条件について、本オークション参加前の状態へ復帰できる等、何らかの取扱いをご検討いただきたい。	容量市場（メインオークション）での取扱いと同様に、仮に不落札となった場合にFIP交付金を受領できる制度とすると、FIP交付金の受領を考慮しての応札行動となり、受領できない場合と比較して、応札行動が変わる可能性が生じ得ることから、他の長期脱炭素電源オークション参加者との公平性に鑑み、長期脱炭素電源オークションにおいても約定結果に関わらずバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを応札条件とし、また、公募占用計画における供給価格が0円/kWhであることを応札条件としております。初めて応札する本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した上で、初めて本オークションに応札するまでに供給価格を0円/kWhとする必要があります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
12	様式2 事業計画書	エネ庁殿が提案されている財政投融资を活用した融資制度について、長期脱炭素電源オークションの対象となる洋上風力案件も支援対象とする説明があった。第2・第3ラウンド洋上風力も支援対象となると理解してよいか。支援対象となる場合、契約においてどのような留意点があるかご教示願いたい。	頂いたご意見は、長期脱炭素電源オークションそのものに対するものではなく、国と連携して現在検討を行っている別の制度（改正電気事業法に基づく融資制度）の支援対象に関するものですので、本意見募集における回答は控えさせていただき、当該融資制度における今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
13	第4章 参加登録	30頁には、洋上風力ゼロプレミアム電源について、電源等情報登録時に「公募占用計画変更表明書」を提出し、公募占用計画の変更認定取得後、変更後の公募占用計画を提出するとの記載があります。また、31頁には、変更後の公募占用計画を2026年12月28日までに提出できない場合、本オークションの参加資格通知書を発行できず、応札に参加できないとの記載があります。一方で、公募占用計画の変更認定に要する審査期間は、必ずしも事業者が管理できるものではありません。したがって、事業者が変更認定申請を適時に行い、行政庁からの照会等にも適切に対応しているにもかかわらず、行政庁の審査に時間を要することにより、2026年12月28日までに変更後の公募占用計画を提出できない場合も想定されます。このため、このような場合には、変更認定の申請中であることを示す書類を提出することにより、条件付きで参加資格通知書を発行いただき、変更認定取得後に変更後の公募占用計画を追完する取扱いをご検討いただけますでしょうか。	応札の受付を開始する2027年1月19日（火）の前に、本機関が参加資格通知書を発行の上、応札を受け付けた電源を対象に約定処理を行います。そのため、参加要件が未確定の電源を約定処理の対象とし、参加要件を満たさないことが後になって判明した場合、落札候補となる電源全体に影響するため、対応は困難です。 なお、変更後の公募占用計画において、供給価格0円/kWhを確認しており、当該変更の手続き完了については、資源エネルギー庁と調整した上で、2026年12月28日としております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集量について			
14	第3章 募集概要	募集量について 募集要項においては、募集上限付き電源について、落札対象が募集上限の範囲内に限定されることとされている。しかしながら、全体落札量が総募集量に達しない場合であっても、個別の募集上限により追加落札ができない仕組みでは、脱炭素電源の導入機会を逸する可能性がある。特に洋上風力発電については、導入拡大の黎明期にあり、サプライチェーンの維持・発展や継続的な案件形成の観点から、市場の予見性を確保することが重要である。また、第2,3ラウンドの事業環境整備策として長期脱炭素電源オークションへの参加が容認された背景も踏まえると、総募集量に未達が生じた場合には、未充足分に限り、洋上風力に係る募集上限を超えた追加落札を認める救済措置の導入をご検討いただけないか。 例えば、総募集量500万kWに対して落札量が490万kWとなった場合、残り10万kW分については、洋上風力の募集上限に達していた場合であっても、追加的な落札を認めるといった制度設計にいただきたい。	洋上風力の上限価格は、閾値の20万円/kW/年を超える水準で設定しているため、脱炭素火力と同様に、需要家負担に配慮し、募集上限を設けるとともに、落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合も、募集上限を超えて追加の落札は行わないこととしております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
15	第3章 募集概要	洋上風力の募集上限は50万kWと、第2ラウンド及び第3ラウンド案件の全件が落札できない容量と設定されており、且つ「洋上風力については募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない」とされている。今年度のオークションで落札出来ない場合、更なるインフレやサプライチェーン確保の観点から事業実現性が著しく低下することが懸念されるため、全案件の実現を促すべく、洋上風力については募集上限を超えて落札することを認めるのが良いと考える。 オークションという性格上必要な競争環境を担保するのであれば、全体募集量に余りがある場合には、落札できるような仕組みを加えてはどうか。	
16	第3章 募集概要	募集量について、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムは合計で4 0万kWであり、今回は上限を超えての落札はしないこととしている。 揚水発電所は単機あたり2 0万kW級の発電所が多く存在するため、落札電源は2件程度になると推察される。過去3回の長期脱炭素電源オークション結果においても揚水発電所は2～3件の落札件数となっており、昨年度募集量5 0 0万kWに満たなかったことや慣性力やブラックスタート機能を有する揚水発電所の供給力を確保する観点からなど、募集量の増加は必要と考える。 したがって、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムの募集量について、以下のとおり提案する。 ○揚水式水力・長期エネルギーシステムの募集上限を8 0万kW程度まで増加させる。 ○過去のオークション同様、5 0 0万kWに満たない場合は、4 0万kWの募集上限を超えての落札を認める。 ○揚水式水力と長期エネルギーシステムの募集枠を分け、それぞれに募集上限を設ける。	蓄電池・揚水式水力は、放電・発電のためには蓄電・ポンプアップが必要であり、供給力としての価値が限定的であるため、募集上限を設けており、第1～3回ともに、募集上限を上回る落札容量（初回：募集上限100万kW⇒落札容量167万kW。第2回：募集上限150万kW⇒落札容量173万kW。第3回：募集上限80万kW⇒落札容量171万kW。）となったことを踏まえ、第4回入札では、バランスのとれた電源の導入を図る観点から、長期エネルギー貯蔵システムを含め、募集上限を120万kWに減少させ、追加の落札は行わないことが適切と考えております。 その上で、慣性力やブラックスタート機能等のメリットを有する揚水式水力と長期エネルギー貯蔵システムを同一区分とし、一定程度確保しつつ、競争の上で落札案件を決定することが適切と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
17	第3章 募集概要	(1)の7ボツ目につき、以下記載のとおり修正すべき。 (修正案) 募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。ただし、「脱炭素火力」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、「 「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」 」「洋上風力」は「募集上限」を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはありません。 [理由] 2050年カーボンニュートラルの方針も踏まえて、電源の脱炭素化が重要はあり、募集量分（第4回では500万kW）を確保できることが望ましいと認識。そのため、第3回までは蓄電池・揚水・LDESは募集上限の2倍までは募集上限を超えて落札させていたものと思料。 今回は、蓄電池・揚水・LDESすべてに対し募集上限までと整理されているが、募集量を確保できることが望ましいものと認識。そのうえで、資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課による『長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて（案）』に整理されているとおり、蓄電池の落札容量のペースは引き続き調整する必要がある一方で、揚水発電については、整理いただいているとおり、系統安定化機能を有する電源として今後も確保していくことが重要であると認識。 また、揚水発電において、リプレース案件が「既設電源による機能維持」を目的とすることに対し、新設案件は「将来に向けた系統安定化機能の新たな創出」に資することから、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する本オークションにおいては、リプレース案件だけでなく、新設案件も一定程度確保していくことが望ましいと考える。 一方、新設とリプレースでは事業特性や事業リスクが異なり、価格の上限設定にも反映されているとおり、施工対象が多い新設案件では応札価格が高くなる傾向にある。 さらに、揚水リプレース案件については、過去のオークション結果から、募集枠（40万kW）と同等程度の不落札電源の存在が確認されており、かつ揚水電源は1件あたりの設備容量が十～数十万kW程度と募集枠に対して一定の規模を有すことから、同一区分で競合する揚水新設およびLDES案件は落札が極めて困難となるものと想定。 このため、区分cでは、新設揚水やLDES案件にも一定の落札機会を確保し、将来の系統安定化機能の新規導入を促進する観点から、募集上限を超えた追加の落札について、第3回と同様に最大で募集上限の2倍まで認めることとしてはどうか。	再エネ電源（太陽光、風力、地熱及びバイオマス）は、本オークションだけでなくFIT/FIP制度の対象でもある中で、本オークションでもFIT/FIP制度の上限価格を参照した上で、制度適用期間をFIT/FIP制度の20年よりも長くすることは、20年（地熱は15年）の制度適用期間を前提とした調達価格等の設定を通じ、徐々に価格を低減させながら再エネの導入を進めるFIT/FIP制度とのバランスを欠いてしまうおそれがあります。そのため、本オークションとFIT/FIP制度の制度適用期間を合わせることが適切と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
18	第3章 募集概要	脱炭素火力50万kWの募集上限について、既設火力の改修を対象から除外すべきである。 募集要綱案では、脱炭素電源500万kWのうち、脱炭素火力の募集上限を50万kWとし、その対象に、水素・アンモニアの混焼やCCSの導入による既設火力の改修を含めている。募集要綱案では、既設火力の改修について、水素は10％以上の混焼、アンモニアは20％以上の混焼、既設石炭火力および既設LNG火力へのCCS導入は20％以上のCO2回収を対象としている。このため、50万kWの募集枠によって維持され得る既設火力の設備容量は、アンモニア20％混焼またはCCSのCO2回収率20％の場合には最大250万kW、水素10％混焼の場合には最大500万kWに達する。 「脱炭素火力50万kW」という表記から受ける印象とは異なり、実際にはその数倍から10倍もの既設火力設備に対して、長期的な収入を保証し、運転継続を支援することになり得る。このような募集量の設定は、既設火力の退出を促すどころか、大規模な延命を可能にするものであり、気候変動対策の観点から到底容認できない。 とりわけ石炭火力へのアンモニア20％混焼の場合、残る熱量の約80％は引き続き石炭によって賄われる。アンモニアを一部混焼したとしても、石炭の燃焼とそれに伴う多量のCO₂排出が続くことには変わりはない。さらに、燃料アンモニアの製造段階で化石燃料が使用され、十分な排出削減措置が講じられなければ、ライフサイクル全体での削減効果は一層限定的になる。 CCSについても、CO₂の回収がわずかに20％以上にとどまる改修を「脱炭素電源」と位置付けることは不適切である。仮に回収率が20％にとどまれば、残る約80％のCO₂はそのまま大気中に排出される。設備の一部分に混焼や回収設備を導入しただけで、発電設備全体を脱炭素化したかのように扱うべきではない。	募集要綱 第3章第2項(1)に記載のとおり、脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）の募集量50万kWは、新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計であり、既設火力の改修における化石燃料由来のkWは含まれません。 そのため、ご記載いただいた状況は発生しません。 なお、本制度では、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化ロードマップを提出し、遵守することを前提に、既設の石炭火力やLNG火力をアンモニア・水素混焼等にするための改修案件を対象としています。
制度適用期間について			
19	第3章 募集概要	該当箇所 （２） 制度適用期間 本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則 20 年間となります。 ※以下に示す電源種については、20 年よりも長期の適用期間（1 年単位）を希望することも可能です。 制度適用期間について、前年度は「全電源共通で20年を原則としつつ、20年を超える期間も選択可能」でしたが、今年度は、原則20年とし、一部の電源種については30年又は40年まで選択可能とされているものの、再エネ（太陽光、風力、地熱及びバイオマス）については20年に限定されており、電源種ごとに選択可能な期間が制限される変更となっています。 WG資料では、再エネの上限価格がFIT/FIP制度を参照していること等を踏まえ、制度適用期間も20年とする考え方が示されていますが、本制度とFIT/FIP制度は目的及び支援の仕組みが異なるため、仮に上限価格の算定でFIT/FIP制度を参照していても、制度適用期間まで同一にする必然性はないものと考えます。 制度適用期間については、電源種にかかわらず20年を超える期間も選択可能とすることで、応札可能な案件の拡大につながる可能性があります。供給力確保という本制度の目的に照らし、前年度と同様の期間設定とすることについて、改めてご検討いただきたいと思います。	再エネ電源（太陽光、風力、地熱及びバイオマス）は、本オークションだけでなくFIT/FIP制度の対象でもある中で、本オークションにおいて上限価格はFIT/FIP制度を参照した上で、制度適用期間をFIT/FIP制度の20年よりも長くすることは、20年（地熱は15年）の制度適用期間を前提とした調達価格等の設定を通じ、徐々に価格を低減させながら再エネの導入を進めるFIT/FIP制度とのバランスを欠いてしまうおそれがあります。そのため、本オークションとFIT/FIP制度の制度適用期間を合わせることが適切と考えております。 なお、発電コスト検証の30.9円は稼働期間25年を前提としている一方で設備利用率は30％を前提としているのに対し、本制度の洋上風力の上限価格では、制度適用期間は20年を前提とする一方で設備利用率を39.3％を前提としており、バランスの取れた設定になっているものと考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
20	第3章 募集概要	再エネ電源（太陽光・風力・地熱・バイオマス）は、20年超の制度適用期間を認めないこととなっている。FIT/FIP制度を参照した上限価格を設定したため、制度適用期間も同制度に合わせ20年としたものとの説明であったが、一方で例えば洋上風力で基準となっている発電コスト検証WG 30.9円/kWhについては、稼働年数25年を前提に算出された想定値と理解している。係る前提に鑑みれば、少なくとも同年数（25年）までの制度適用期間を認めるべきではないか。 また、FIT/FIP制度と本オークションは対象実需給年度のリクワイアメント・ペナルティの有無や他市場収益の還付要否等、根本的に収入構造が異なるため、係る制度上の違いを考慮せず、制度適用期間のみを統一するとの判断に必ずしも合理性がないのではないか。	
21	第3章 募集概要	【意見】 1.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、制度適用期間の在り方の検討 既設の原子力の安全対策工事および既に新設が進んでいる原子力の上限価格を引き上げ、それに合わせて制度適用期間の上限を30年に短縮する今回の改定を支持する。 その上で、次回以降の改定議論においては、革新軽水炉の建て替え案件に関して、革新軽水炉の建て替え案件に関して、建設実績がないことをふまえ、柔軟な制度適用期間を検討いただきたい。 【理由】 原子力発電は巨額の初期投資（固定費）を要するため、適用期間が短縮されると1年あたりの容量確保契約金額（受取額）が大きくなる。その結果、リクワイアメント（供給力提供義務）を満たせずペナルティを受けた際の単年度の減収額が大きく、投資回収の予見性が低下する。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
上限価格について			
22	第3章 募集概要	上限価格について 為替・金利等の変動の影響も大きく、建設デフレーターによる補正では実態から乖離するおそれがあり、 上限価格については、現在の実勢にあった水準に設定頂きたい。	一部電源種の第4回の上限価格は、現下の物価上昇の状況を踏まえ、諸元のコストの1.5倍から2倍に引き上げる見直しを行っておりますが、第5回以降の上限価格については、引き続き検討いたします。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
23	第3章 募集概要	【意見】 2.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、上限価格の見直し 原子力の上限価格を、1 9 3, 8 1 0円/kW/年へ引き上げる方針に賛同する。その上で、革新軽水炉にはまだ建設実績がなく、今後の技術動向や実態コストとの乖離が生じることもありうるため、上限価格の見直しを引き続き検討していただきたい。 【理由】 ・上限価格の諸元は、過去の運転開始した発電所(サンプルプラント、4基)の最新のデータと関連事業者へのヒアリングを基に作成されている。デフレーター補正だけでは足元の建設費高騰を反映しきれないと考えられ、今般の引き上げ方向は妥当である。 ・一方で、革新軽水炉は新技術の採用により、従来の想定とはコスト構造が大きく異なる可能性がある。事業者が予見性を持って巨額の投資判断を決断できるよう、実態コストに即した継続的な見直しが必要である。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
24	第3章 募集概要	洋上風力の上限価格については、「洋上風力の発電コスト30.9円/kWh (2023年)のうち、予算関連政策経費1.3円/kWhを控除した29.6円/kWhに、2025年(暦年)までの物価変動を建設工事費デフレーターにより補正した」31.9円/kWhを基に計算されているが、2026年1月の調達価格等算定員会では、業界団体より「平均発電コストは30円/kWh台半ば」との報告がなされており、また、同時点から更に円安・金利上昇・インフレは進行している。少なくとも30円/kWh 台半ばを基準に上限価格は算定されるべきと考える。	「総合資源エネルギー調査会 洋上風力促進ワーキンググループ」において、洋上風力の今後の進め方として、コスト効率的に事業を実施できる海域から優先的に案件形成を進めることが望ましく、発電コスト検証WGにおける洋上風力の発電コストが30.9円/kWhであること、ご指摘の業界団体の想定事業コストが30円/kWh台半ばであることに加え、他の電源の発電コストが10円/kWh台であること、JEPXの電力価格が10～15円/kWh程度であることを総合的に勘案し、30円/kWh程度までを優先的に案件形成を進めていく目安とするの方針が示されました。こうした方針を踏まえ、優先的に案件形成を進めていく目安が30円/kWh程度までとされていることも参照しつつ、本オークションの洋上風力の上限価格を設定しております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
参加登録について			
25	様式2 事業計画書	同一地点・同一連系点・同一事業計画で、発電機メーカー選定のため複数案(2案)で接続検討を実施しております。電源等情報の登録後に詳細設計を進めた結果、仕様変更が生じた際には、設備容量(発電端、送電端)の変更は可能でしょうか。	募集要綱 第4章第1項(3)に記載のとおり、電源等情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。
26	様式2 事業計画書	※3および※4について、電源等情報の登録後から審査合格までに、経済性等の観点から、メーカー、台数、仕様変更等による送電端出力を変更したい場合、接続検討の回答書が提示できれば変更可能でしょうか。	募集要綱 第4章第1項(3)に記載のとおり、電源等情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。ただし、審査合格前に申請した接続検討申込み内容に変更が生じ、再検討した結果、工事費負担金額が変わる場合に限り、接続検討回答書の差替えは認めます。
27	第4章 参加登録	⇒「3. 電源等情報の登録(8)」のただし書きにおいて、「応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります」と記載があるが、合理的判断の基準や例示を記載いただきたい。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねますが、「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」など、新設電源であるが故に、電源等情報の登録時に証憑が存在しないものが該当します。
28	様式2 事業計画書	水素・アンモニアを燃料とする電源は、予備審査依頼を提出することになり、燃料の炭素集約度(CI)の算定に使用する製造・設計データと、それらの根拠資料を申請時に開示することが求められています。しかし、製造・設計データは、燃料生産者にとって商業上・競争上のリスクを伴う機密情報とみなされています。そのため、このような機密情報の開示に代えて、独立した第三者検証機関が製品の炭素強度が要件に適合していることを保証(検証)する仕組みを認めることが提案します。	第4回長期脱炭素電源オークションでは、水素・アンモニア発電の応札を行う場合、水素社会推進法による予備審査に適合していることが必要となります。予備審査に適合するためには、水素等の製造に伴って排出される温室効果ガスが一定の値以下となっていること、当該水素等を利用することがわが国の温室効果ガスの削減に寄与していることを確認する必要があることから、炭素集約度の具体的な算定方法等が確認できるデータの提出を求めています。その上で、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
29	様式3 バイオマス発電設備に係る燃料調達計画	添付書類として「ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証」の提出が求められていますが、一部の認証制度では、発電事業者に適用される認証スキーム内容や審査体制の整備が完了しておらず、発電所建設前の段階では認証を取得することが困難な状況にあります。その結果、本来供給力の確保に資する案件であっても、事業者の努力では解決できない要因により応札要件を満たせず、本制度への参加機会が制限される可能性があります。そのため、電源等情報登録時点での認証書提出は求めず、遅くとも供給力提供開始日までに取得する取扱いに変更するのが良いのではないのでしょうか。	本オークションは、FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドラインに準拠して事業運営を行っていただくこととしており、「ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証」は、燃料のサプライチェーンを担保するため、応札前に求めることが適切と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
30	第4章 参加登録	4.期待容量の登録(2)につき、算定方法として言及されている「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン(最新版は2025年11月版と理解)」において、「太陽光(全量)及び風力は発電端設備量=送電端設備量とみなす。」との記載がある。(P4. 第3章(1)イ 電源別供給能力の算定方法(ウ) 新エネルギー等) 変動電源の期待容量は期待容量等算定諸元一覧にて設備容量(送電端)×調整係数にて算出されると理解しているが、「設備容量(送電端)」には上記ガイドラインに従い発電端設備量と同じ値を入力することで良いか。必要に応じて補足説明等を追記いただきたい。	期待容量等算定諸元一覧における期待容量・応札容量の考え方のとおり、所内消費に供出する容量および自家消費に供出する容量(ベース分)が0kWの場合は、設備容量(発電端)と設備容量(送電端)は同値となります。ただし、設備容量(送電端)は同時最大受電電力以下である必要があります。 詳細は期待容量等算定諸元一覧をご確認ください。

No.	対象箇所	ご意見	回答
接続検討回答書について			
31	第4章 参加登録	※1について、接続検討申込から回答までの期間が長期化していることから、応札時まで接続検討回答書の提出締切を待って頂けないでしょうか。 少なくとも電源情報登録の提出期限を1週間程度の猶予を頂けないでしょうか。	本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めています。初回及び第2回オークションは創設間もないため特例で緩和措置を講じておりましたが、第3回以降のオークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出を求めることとしているため、第4回についても提出期限の延長は認めません。
32	第4章 参加登録	今般の制度見直し（LNG専焼火力の経過措置期間延長および上限価格引き上げ等）に伴い、応札を目指す事業者への「接続検討回答書」の提出期限について、実質的な参入機会の確保と事業蓋然性の担保を両立する柔軟な運用（提出期限の猶予・延長）を求めます。 今般の募集要綱（案）において、LNG専焼火力の募集期間延長およびLNG基地等併設の場合の上限価格引き上げという前向きかつ大きな要件変更が示されたことを受け、新たに今年度の応札を目指し検討しております。しかし、本要綱（案）27ページ注1にも「申込から回答書発行まで計約5ヶ月を要する」旨が明記されている通り、今後の要綱確定後に接続検討を申し込んだ場合、2026年10月19日からの電源等情報登録期日までに正式な回答書を受領・提出することは実質的に不可能です。「事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時に接続検討回答書」を求めていると記載ございますが（2025年度意見およびOCCTOさま回答の6ページ）、事業実施能力を有していたとしても提出書類が間に合わないため応札の機会が閉ざされてしまいます。 第2回オークションQ&A（No.31）において、貴機関は「準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源に限っては、他電源との公平性の観点から、合理的な範囲で緩和することが望ましい」との見解を示されています。今回の要件変更も同様の大きな要件変更該当すると認識しております。 大きな要件変更が行われ、かつ募集量が増加する中、要件変更を受けて応札を目指す事業者が募集スケジュールにより実質的に排除される一方で、要件変更前に先行して手続きを行っていた一部の事業者に参入機会が限られるとすれば、「脱炭素電源への投資を着実に促すこと」およびオークションによる「需要家の利益保護」が損なわれることを懸念しております。 なお、事業蓋然性の確認にあたっては、第1回と第2回での過去事例があります通り、「一般送配電事業者による接続検討申込の受付票」等の添付を登録要件とし、正式な回答書の提出期限を入札時（2027年1月）までの延長を要望いたします。	
33	第4章 参加登録	電源等情報の「設備容量（送電端）」に係る証憑となる「接続検討回答書」は、本オークション応札時点における最新の回答書で良いことをお示し頂きたい。 詳細設計や一般送配電事業者との協議が進捗途中の場合、回答の前提となっている設備や連系形態等に変更が生じ、接続検討の要否確認や再度の接続検討が必要となるケースも想定されるが、「設備容量（送電端）」に変更がない限りにおいては問題ないものと思料。	
			電源等情報の登録受付期間に提出する接続検討回答書は、2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書であれば有効期限は問わないとしております。その上で、当該期間に提出可能な最新の接続検討書をご提出ください。 なお、応札に用いた接続検討回答書は、供給力提供開始時期の遵守等のアセスメントの諸元となりますが、当該アセスメントにおいて、応札に最新の接続検討回答書を用いていたかについては、属地一般送配電事業者に確認しますので、ご注意ください。
蓄電池について			
34	第4章 参加登録	蓄電池（リチウムイオン電池）について、経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する計画の認定について、どの時点での認定を受けている場合に優先的に落札される対象として認められるのでしょうか。電源等情報の登録後や応札後に認定を受けた場合も認められるのでしょうか。	電源等情報の登録受付期間中に、蓄電池に係る事業計画の添付資料4として、蓄電池の供給確保計画の認定を証する書類を提出した蓄電池を、認定付きリチウムイオン蓄電池として扱います。 電源等情報の登録受付期間終了後に認定を受けた場合は認められません。
35	第3章 募集概要	「※13」において、リチウムイオン電池については複数メーカーの蓄電池を組み合わせることにより1電源とする場合に本制度の対象として認めない旨の記載があります。こちらについては、経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー同士を組み合わせる場合と、同認定を有するメーカーと有しないメーカーを組み合わせる場合のいずれについても認められないと理解して相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。経済安全保障推進法に基づく安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けているメーカー同士を組み合わせる場合と、同認定を有するメーカーと有しないメーカーを組み合わせる場合のいずれについても、複数メーカーのリチウムイオンを組合せることに該当するため、本制度の対象と認めません。なお、複数メーカーのセルを組み合わせることも認めておりませんので、募集要綱の記載を見直します。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
36	様式4 蓄電池に係る事業計画	経済安保推進法における供給確保計画認定を受けたメーカー製セルが落札上限無く優先的に約定することに関して、当該認定メーカーが各応札事業に対して無制限に入札時の証憑となる見積もりを提出でき、入札事業者もそれを採用する予定のセルメーカーとしての商標として使用できると仮定すると、約定した事業が認定メーカーの生産能力を上回る可能性があるため、認定メーカーを優先する落札容量に制限を設けるまたは、認定メーカーはDeliveryを入札時点でCommitする必要があると考えられます。	第4回オークションからは、様式4 蓄電池に係る事業計画の2.導入予定の蓄電池メーカー・型番で求める見積書は、「メーカーが当該応札案件で使用する蓄電池に関する有効な見積書を発行している旨を証明する書面（当該メーカーが発行する書面に限る。）」であることを条件として加えており、見積もりの厳格化により規律を確保することとしております。 そのため、認定付きリチウムイオン蓄電池の募集上限を設定する必要はないと考えております。
37	様式4 蓄電池に係る事業計画	経済安保推進法における供給確保計画認定を受けたメーカー製セルで優先的に落札した場合について質問です。 応札時と異なる他のメーカーが同認定を取得した場合、落札後に蓄電池メーカーの変更は可能でしょうか。	認定を受けているメーカーが製造するセルを使用し、認定付きリチウムイオン蓄電池として落札した場合、セル変更は認定を受けているメーカーが製造するセルへの変更に限り認めます。なお、セルを変更する場合には「蓄電池に係る事業計画」の再審査に合格する必要があります。
38	様式4 蓄電池に係る事業計画	今回、“供給確保計画”の認定を受けた蓄電池の案件が優先的に約定することとなっていますが、次のようなことは可能という理解で合っているでしょうか： ・オークションには供給確保計画の認定を受けた蓄電池で応札 ・約定後、状況に応じ、同計画の認定は受けていないがオークションの要件（広域認定やJC-STAR）を満たしている蓄電システムに変更 募集要綱上は可能と読めますが念のため確認させていただきます。	
39	様式4 蓄電池に係る事業計画	「※2」において、リチウムイオン電池以外の場合にセル製造国・地域を1つの国・地域に限定する旨の記載があります。こちらについては、前回入札（応札年度：2025年度）のように出力比率が最大の国・地域を記載することを意味するのか、あるいはセル製造国・地域が複数となるケースを認めないことを意味するのか、ご教示いただけますでしょうか。	リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池については、セルを製造する国・地域は、1つの国・地域に限定することとしており、セル製造国・地域が複数となる応札を認めないことを意味しております。

No.	対象箇所	ご意見	回答
40	様式4 蓄電池に係る事業計画	“7. 地元調整の状況”の1 ボツ目の“説明会等（2026年度内に実施されたものに限る。”の要件は見直していただくようお願いします。 （例えば“電源等情報登録の最終日から3年以内に実施されたものに限る。”としていただく等） 理由： ・地元調整についてはこういった要求によらずとも適切な時期及び内容の説明会等を実施しており、単に長期脱炭素電源オークションに参加するために説明会等を実施することは合理的ではなく、説明会等の調整に協力いただくことになる地元関係者等にも無用な負担を与え、又は困惑させることになるため	本オークションでは蓄電池の事業規律の確保を要件としているため、オークション開催年度における電源等情報の登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、蓄電池に係る事業計画の提出を求めています。そのため、設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から100m以内）の住民・事業者に対して行った説明会等は2026年度内に実施されたものに限るという条件を付与しております。 2026年度より前に実施した説明会等にもとづく証憑では、応札が認められません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
41	様式4 蓄電池に係る事業計画	“6. セキュリティ対策”の末尾の※2の次の要件は削除いただくか、見直していただくようお願いします： JC-STAR 制度における★1 の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的にJC-STAR 制度における★2 の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★2 を取得すること。供給力提供開始後に★2 の基準が運用開始された場合には、速やかに★2 を取得すること。 見直し案： JC-STAR 制度における★1 の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的にJC-STAR 制度における★2 の基準が運用開始され取得対象となった場合には、【遅滞なく】★2 を取得する【よう努めること】。 理由： ・JC-STAR★2 について、申請に対する審査を含め、具体的にどのように運用されることになるか現時点で分からず、将来の取得の予見性が十分ではないため （既に★1 について特定の条件に該当する製品がラベルを取得できない状況が顕在化しており、こういった点も含め、★2 がどのように運用されるか分からないため） ・供給力提供開始直前に★2 の取得対象となること等もありうることから、供給力提供開始までの取得を義務付けることは合理的ではないため	サイバーセキュリティの観点から認められません。 なお、機器変更に伴う費用増加に対して、契約単価の調整は行わないため、原則、応札時点にてJC-STAR★1 の認証を受けた機器を導入してください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
42	様式4 蓄電池に係る事業計画	容量市場長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2026年度・案）様式4（蓄電池に係る事業計画）では、将来的に一部の機器についてJC-STAR★2認証が適用対象となった場合、当該認証の取得が必要になる旨が記載されています。 この場合、機器メーカーが合理的な期間内に当該認証を取得または提供できない場合には、事業者は認証取得済みの別メーカーの機器へ変更することが求められる、または認められるとの理解でよいでしょうか。 また、このような機器変更に伴い設備費用が増加した場合、増加コストを反映するため、約定価格（応札価格）の見直しまたは調整を行うことは可能でしょうか。 運用開始後の場合に、速やかに取得する必要があると記載されていますが、「速やかに」とは具体的にどの程度の期間でしょうか？ 制度上の取扱いについてご確認のうえ、ご教示いただけますと幸いです。	速やかに取得しているかどうかについては、合理的な努力の有無について個別に確認の上、判断します。 また、JC-STARの認証を受けている機器から認証を受けていない機器への変更以外であれば、再審査を経て変更は可能です。 ただし、機器変更に伴う費用増加に対して、契約単価の調整は行わないため、原則、応札時点にてJC-STAR★1 の認証を受けた機器を導入してください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
応札価格・落札電源の決定			
43	第5章 応札方法	火力・揚水・蓄電池等に求められる調整機能について、洋上風力や変動電源に対して将来的に追加的な系統要件・制御要件が課される場合の費用負担、応札価格への算入可否、既落札案件への適用関係を明確化いただきたい。 【理由】 系統安定化要件やサイバーセキュリティ要件は今後強化される可能性があり、長期契約では制度適用期間中の追加費用発生が想定される。事前に費用算入・補正ルールを明確化することが望ましい	建設費の増加リスクへの対応として、応札価格に建設費の10%を予備費を織り込めることに加えて、事業報酬の応札価格への織り込み及び他市場収益の約1割の留保を認めていることを踏まえ、この中でご対応いただくものと考えておりますが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
44	第6章 落札電源及び約定 価格の決定方法	『「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下「募集上限付き電源」という。）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。』とありますが、これら電源の内、「既設の原子力」については発電容量が他電源と比較して非常に大きく、”「募集上限」を跨ぐ電源”までが対象となると理論的には「募集上限」を大きく超える電源が落札可能となります(他電源と”「募集上限」を跨ぐ”の意味合いが異なる)。一般的に競争力のある既存の原子力電源の安全対策投資の応札有無次第で競争環境が劇的に変わることは、他電源の応札意向に大きく影響を与えることになると考えますが、これに対する政府のお考えを御教示お願い致します。	既設の原子力電源の安全対策投資を含む一部電源に募集上限が設定されており、原則、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されますが、電源種混合で応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札される仕組みであることから、既設の原子力電源の安全対策投資の応札があったとしても、落札されるとは限りません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
45	第6章 落札電源及び約定 価格の決定方法	「「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）」、「揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システム」、「洋上風力」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下「募集上限付き電源」という。）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。」と記載されている。一方、「長期脱炭素電源オークションの概要について（応札年度：2026年度）」説明資料23ページの「3－3 募集量」の下段には「※3 募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない」と記載されている。 募集上限が設定されている電源が限界電源になった場合は、当該電源を落札とした場合の募集量からの超過量が、非落札とした場合の募集量への不足量の10倍以下である場合は落札となるという理解で良いかご教示いただきたい。説明資料の「※募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない」という記載が「募集上限枠が設定されている電源はその枠以内でしか落札されない」とも解釈できるため。	ご理解のとおりです。募集上限を跨ぐ電源が限界電源となる場合においても、「限界電源を落札とした場合の募集量から超過する容量」が「限界電源を非落札とした場合の募集量に対して不足する容量」の10倍以下であることで落札と判定されます。
46	第6章 落札電源及び約定 価格の決定方法	電源種混合で応札価格の低い順に落札電源が決定する本オークションにおいて、上限価格の差異は応札可否に直結する認識である。電源種別に上限価格が設定されることは建設コスト等の違いから理解できるが、エリアごとの調整係数の違いを理由に同一電源種内で上限価格に差異が生じることは地域の選定に繋がり、同一電源種内の公平な競争を阻害しているのではないか。また、特定地域の排除と同義ではないか。	本オークションにおいて、太陽光・陸上風力・洋上風力・揚水（リプレース）・蓄電池はエリアごとの調整係数に基づき上限価格が設定されておりますが、上限価格の範囲内で応札価格は応札事業者が定めることとしているため、エリアにかかわらず、原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
事後的な費用増加			
47	第7章 契約条件	2（4）の事後的な費用増加が発生した場合の調整について、他律的なコスト増加リスクは設備容量や工期の長短にかかわらず全ての案件において予見が困難であるため、現行の「供給力提供開始期限が10年以上」かつ「設備容量30万kW以上」という要件を削除していただけないでしょうか。	事後的な費用増加への対応は、契約単価を事後的に修正する特別な措置であることに鑑み、特にその必要性が高いと考えられる「供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、（建設費の多くが千億円以上となる水準である）本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が30万kW以上の大型電源の新設・リプレース投資」に対象を限定することが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
48	第7章 契約条件	【意見】 3.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、事業者に帰責性のない費用増加が発生した場合の制度措置の検討 事業者に帰責性がない費用増加*が発生した場合に発動される制度的対応における適用上限（当初見積もりの1．5倍まで）及び事業者負担（当初見積もりの1．1倍を超過する費用の10%）については、事業リスクの予見性向上の観点から、今後の実態コストの動向も踏まえ、必要に応じた見直しを検討していただきたい。*法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用 【理由】 ・本制度的対応の対象は「事業者に帰責性がない他律的な費用」に限定されており、かつ事業者が増加分の1割を自己負担するため、需要家負担を抑制するモラルハザード対策としては機能を果たしていると考える。一方で、革新軽水炉のように長期かつ巨額の投資を要する案件では、事後的な費用増加が1.5倍という一律の上限を超過する可能性も否定できない。需要家負担の抑制と、確実な電源投資（安定供給の確保）を両立させるため、実際のプロジェクトの進捗や実態コストの動向を踏まえつつ、上限設定のあり方について継続的な検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
不可抗力			
49	第7章 契約条件	2（1）の系統接続費の増大に伴う市場退出ペナルティの免除について、費用の増大のみならず、工事遅延や再接続検討の結果生じた連系不可等の事由についても、事業者の責によらない不可抗力として扱い、ペナルティなしでの退出を認めるよう対象範囲を拡大いただけないでしょうか。	応札時点の工事費負担金の見積額よりも実際の工事費負担金が高くなることで経済性が悪化し、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合は、市場退出ペナルティを科さないこととしておりますが、工事遅延や再接続検討の結果生じた連系不可等が発生した場合は市場退出を認めておりません。 事業者に帰責性がない事由により、供給力提供開始時期や供給力提供開始期限の遵守のペナルティが科される場合は、当該アセスメントにおいて異議申立を行っていただき、本機関が合理的と判断した場合は、経済的ペナルティを科さない場合があります。
50	第7章 契約条件	容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととする条件について、「燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合を除く」とあるが、為替変動に起因するものはリクワイアメント不履行の免責事項としていただきたい。 【理由】 CPI及び建設工事デフレーターによる補正では、為替変動について発生時点かつ実際値の反映が限定的になると考えられる為。	リクワイアメント不履行の免責事項として個別事由を記載することはいたしません。当該事由を各アセスメントにおいて異議申立を行っていただき、本機関が合理的と判断した場合は、経済的ペナルティを科さない場合があります。
51	第7章 契約条件	【意見】 4.革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、供給力提供開始期限の見直し検討 導入リードタイムの長い革新軽水炉の建て替えでは、応札時から運転開始までの間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高いことから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長の検討をお願いしたい。 【理由】 ・導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性があるこのため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始が遅延しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが望ましいと考える。 ・今般の制度見直しにおいて、LNG専焼火力の供給力提供開始期限が、プラントメーカーのリソース逼迫といった実態を踏まえて延長されたことについては、適切な措置であると受け止めている。原子力のような極めて導入リードタイムが長い電源においては、長期間にわたるサプライチェーンの制約や外部環境の変化等、予見困難な事情変更が発生するリスクが高い。火力発電において実態に即した期限の見直しが行われたことと同様に、長リードタイム電源についても将来の不確実性に柔軟に対応できるよう、合理的な範囲での期限延長の仕組みについて、今後の制度検討の課題としていただきたい。 ・また、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合には、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、早期に民間事業者が投資意思決定しやすい制度となるよう、今後の検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
請求・交付・還付			
52	第4章 参加登録	※9について、燃料価格や需給環境の変動により収益の予見性が著しく低いため、他市場収益の還付方法を供給開始年度に固定せず、毎年度の収益確定後に事後選択できる（もしくは自動的に8,000円分が返還の上限となる）仕組みへ変更いただけないでしょうか。	LNG専焼の還付における新たな仕組みは、LNG燃料の長期契約を促すことを目的としたものです。そのため、年ごとに容量提供事業者が有利な方法を選択するものではないと考えておりますが、今後の制度検討の参考にさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
53	第7章 契約条件	5.(1)について、容量確保契約金額（各月）から契約約款第18条、第21条に基づき算定される経済的ペナルティ等を減じることにより支払・請求金額を算定するとの記載がある。変動電源のリクワイアメントである年間設備利用率の達成は、年度終了後にアセスメントを行うこととなる理解だが、当該リクワイアメント未達時の経済的ペナルティについては最終月（3月）の容量確保契約金額（単月）から一括で減じることとし、負値になる（不足する）場合には一括で請求される理解でよいのか（場合によっては巨額の請求となり得るため、確認したいもの）。	年間設備利用率の達成のリクワイアメント未達成による経済的ペナルティは、対象実需給年度の翌年度（対象実需給年度+1年度4月以降）として交付する容量確保契約金額（各月）から一括で減じ、容量確保契約金額（各月）が負値となった場合は当該金額を請求します。なお、詳細な時期は今後の業務マニュアル等で公表いたします。